

公益財団法人軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人軽井沢大賀ホール（以下「大賀ホール」という。）の定款第3条に規定する目的に合致すると認められる音楽公演（以下「公演」という。）に対し、大賀ホールが公演の企画に賛同し、共同主催者として責任の一部を負担すること（以下「共催」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 大賀ホールが共催を行なう公演の実施は、1年度につき1回までとし、次のとおりとする。

- (1) 休館日を除く、11月の火曜日から金曜日（祝日及び休日を除く）、又は12月から翌年の2月までに開催される公演であること。
- (2) 大賀ホールを使用する公演であること。
- (3) 第1条の趣旨に添い、かつ、公益性があり、広く一般に公開される公演であること。
- (4) 大賀ホールメール会員への先行販売が可能な公演であること。
- (5) 適正な入場料であること。
- (6) 軽井沢大賀ホールチケットサービスにチケット総数の2分の1以上委託販売ができること。
- (7) 音楽専門誌で取り上げられているプロのアーティストで、当該アーティストが確保されている又は確保の見込みがあること。
- (8) 主催団体が過去において大賀ホールで主催公演を実施した実績を有し、かつ、法人格を有すること。
- (9) 前各号に規定するものの他、理事長が特に適当と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものには、共催を承認しないものとする。

- (1) 過去に大賀ホールにて共催で実施されたもの
- (2) 主催者又は構成員が、暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力であるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 主催者又は構成員が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (4) 特定の政治及び宗教の問題と関りがあるもの
- (5) 世論の分かれる事象等において、特定の主義主張を推進し、若しくは支持し、又はこれに反する事を目的としている恐れのあるもの

- (6) 目的、意図及び活動内容等が不明なもの
- (7) 町民に迷惑を及ぼし、又は風俗を乱す恐れのあるもの
- (8) 軽井沢町の行政運営に関する方針に反する恐れがあるもの
- (9) 対象者を制限し、又は排除していると認められるもの
- (10) 大賀ホールの品位を損なう恐れがあると認められるもの
- (11) 堅実な活動実績が無く、音楽公演の遂行能力が無い恐れがあるもの
- (12) 前号に規定するものの他、理事長が不適當と認めるもの

(申請)

第3条 主催者が共催事業の申請を行うときは、軽井沢大賀ホール音楽公演共催承認申請書（様式第1号）に次項に掲げる書類を添付し郵送又は電子メールで理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 開催要項
- (2) 団体の規約等
- (3) 収支予算書
- (4) 前回の公演の資料
- (5) その他、共催の審査に際して、大賀ホールが必要と認めた書類

3 申請書の提出期間は共催事業募集開始時からその年の6月20日までとする。その間に応募が無かった場合には、公演開催希望日の3月前にあたる月の20日までとする。ただし、その日が休館日にあたる場合は、その翌営業日とする。

(承認又は不承認の決定)

第4条 理事長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を軽井沢大賀ホール音楽公演共催承認通知書（様式第2号）又は軽井沢大賀ホール音楽公演共催不承認通知書（様式第3号）により申請書受理後1月以内に郵送又は電子メールにて通知するものとする。

2 第2条の規定にかかわらず、主催者に法令に違反する行為が確認されたとき、その他大賀ホールが不適當と認める場合には、共催の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(共催支出経費等)

第5条 共催の類型は、次に掲げる入場料によって決定するものとする。

- (1) 入場料 3,000 円以下 第1類型
- (2) 入場料 3,001 円以上 第2類型

2 大賀ホール及び主催者は、前項で定めた類型により別紙1に記載する経費

について各類型に応じた費用を負担するものとする。

3 前項に規定する経費より主催者が負担する経費の他、別紙2に規定する経費については、主催者の負担とする。

4 別紙1に明示されていない事項については、必要に応じて主催者と大賀ホールで協議して定める。

(条件)

第6条 理事長は、第4条に規定する申請の審査の結果、承認の決定を行なった者（以下「共催者」という。）に次の条件を付すものとする。

(1) 公演の周知広告物等一切の広告物に「共催 公益財団法人軽井沢大賀ホール」と表記すること。

(2) その他、理事長が必要と認める事項
(ホール使用料の支払)

第7条 共催者は承認の決定を受けた後、ホールの指定する金額（ホール使用料の半額）を大賀ホールの指定する期日までに支払わなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 共催者は、承認を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業内容変更申請書（様式第4号）により理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項により提出された申請について内容が不相当と認める場合には、承認を取り消すことができる。

(事業報告書の提出)

第9条 共催者は、当該音楽公演を終了した日から1月以内に、軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業報告書（様式第5号）及び軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業収支決算書（様式第6号）を大賀ホールに提出しなければならない。

(第2類型における精算金の請求等)

第10条 大賀ホールは、前条の事業報告書及び収支決算書の提出を受けてから、その内容を審査し、収支決算書の総収益額が正数となった場合にはその半額を、共催者に対し軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業請求書（様式第7号）を郵送又は電子メールにて請求するものとする。ただし、その金額が100円未満の場合は請求しない。

2 共催者は前項の規定による請求書を受理した場合には、速やかに大賀ホールに支払わなければならない。

(第2類型における精算金の支払)

第11条 大賀ホールは、第9条の事業報告書及び収支決算書の提出を受けてか

ら、その内容を審査し、収支決算書の総収益額が負数となった場合には共催者に支払う金額を軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業支払金額決定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた共催者は大賀ホールに対し軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業請求書（共催者用）（様式第 9 号）を速やかに郵送又は電子メールにて請求するものとする。ただし、その金額は 50 万円を超えることはできない。また、その金額が 100 円未満の場合は請求できない。

- 3 大賀ホールは、前項の請求を受けてから速やかに前項の金額を支払わなければならない。

（不可抗力による事業中止への措置）

第 12 条 地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など主催者の責めに帰すことのできない事情により、共催事業が開催出来ない場合、第 2 条第 1 号に定める期間内に限りホールの使用の予定の無い日に振り替えて公演を開催することが出来る。やむを得ず中止となった場合、当該事象が発生した時点ですでに執行済みの経費については、共催事業の経費として申請することができる。ただし、大賀ホールが支出する費用は 50 万円を超えることはできない。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既にホール使用の申請済みのものについては適用しない。

別紙 1 (第 5 条関係)

共催類型及び負担経費一覧表

第 1 類型
ホール使用料半額型
(1) 大賀ホール情報紙及びホームページ、SNS による宣伝に係る経費 (2) 大賀ホールが管理するラックへのチラシの掲出経費 (3) 大賀ホール主催事業時同様のポスター掲示に伴う経費 (4) 軽井沢大賀ホールチケットサービスにおけるチケットの販売に伴う経費 (5) 大賀ホールメール会員への先行予約に伴う経費 (6) ホール使用料金の半額に該当する経費 (付属設備費を含む)
上記以外の料金は主催者負担とする。(第 9 条の規定により公演が中止になった場合のチケット払い戻し手数料は主催者負担とする。)

第 2 類型
損益折半型
軽井沢大賀ホール使用料 (付属設備費を含む) 及び軽井沢大賀ホールチケットサービス販売手数料を半額とする他、公演に係る下記項目の総支出額 (他の共催、後援等の収入を含む。) から総収入額を除いた額を折半とする。ただし、大賀ホールの支出する費用については 50 万円を超えることが出来ない。
(1) チケットプレイガイドによるチケット販売に伴う経費 (2) 出演料 (演奏料、ソリスト料、合唱料、指揮料、その他出演料) (3) 音楽費 (作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、著作権料、コレペティ料 (副指揮料を含む)、稽古ピアニスト料、調律料、楽器貸料、楽譜貸料、楽譜制作料 (写譜料を含む)、合唱指揮料、プロンプター料) (4) 文芸費 (演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、脚本料、脚色料、捕綴料、翻訳料、字幕原稿作成・翻訳料、音声ガイド原稿作成・翻訳料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、各種指導料 (言語指導料、方言指導料、所作指導料、振付料、ロイヤルティ等)、企画制作料) (5) 会場費 (稽古場借料 (定期的な練習は除く)) (6) 舞台費 (大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、衣装費、装束料、衣装スタッフ費、履物費、かつら (床山) 費、メイク、ヘアメイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ

費、特殊効果費、特殊効果スタッフ費、機材借料（障害者対応に係る経費を含む）、字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む） (7) 運搬費（道具運搬費、楽器運搬費） ※搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ。 (8) 謝金（原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金（来場者向け）、講演謝金（来場者向け）、手話通訳謝金（来場者向け含む）、要約筆記謝金、譜めくり謝金） (9) 旅費（交通費、宿泊費、日当） (10) 宣伝・印刷費（広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費）各印刷費については点字に係る経費及びデザイン費を含む。 (11) 記録・配信費（記録用録音録画・編集費、写真費、配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料） ※ダイジェスト作成に係る費用は除く。 (12) 第 12 条の規定により公演が中止になった場合に発生するチケット払い戻し手数料	次の項目は大賀ホールの負担とする。 (1) 大賀ホール情報紙及びホームページ、SNS による宣伝に係る経費 (2) 大賀ホールが管理するラックへのチラシの掲出経費 (3) 大賀ホール主催事業時同様のポスター掲示に伴う経費 (4) 大賀ホールメール会員への先行予約に伴う経費
--	---

別紙 2（第 5 条関係）

支出できない経費

ア	事務運営管理に関する経費 ・ 事務所維持費 ・ 事務職員給与 ・ 振込手数料 ・ 代引手数料等 ・ 電話代 ・ ウェブサイト作成費・運営費（応募活動以外に係るもの） ・ 予備費 等
イ	団体の財産になりえる物の購入や制作経費 ・ 楽器・楽譜購入費 ・ 事務機器・事務用品等の購入・借用費 ・ 書籍・CD 等資料購入費 ・ 備品等購入費 等
ウ	行政機関に支払う手数料等 ・ 印紙代 ・ ビザ取得経費 等
エ	社会通念上、支払う事が相応しくない経費 ・ 交際費・接待費 ・ レセプション・パーティー等に係る経費 ・ 打ち上げ費 ・ ケータリング等飲食に係る経費 ・ 記念品代 等
オ	ア～エのほか、団体の自主財源により賄うべき経費 ・ オーディション経費 ・ コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ・ 自ら設置し、又は管理する会場施設の使用料 ・ 定期的な練習のための稽古場借料 ・ 取材・会議等に係る経費 ・ 稽古のための楽器演奏謝金 ・ ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く） ・ 各種保険料 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合も記入できません。

(様式第 1 号) (第 3 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール 理事長 様

申請団体名称
代表者氏名
〒
団体所在地
(電話番号)
(E-Mail)

軽井沢大賀ホール音楽公演共催承認申請書

下記のとおり公演を開催したいので、軽井沢大賀ホールの共催をお願いします。

記

公演名称				
公 演 概 要	主催者			
	目的(趣旨) 開催内容等			
	開催日時	年 月 日 () 時より		
	開催場所(会場)	軽井沢大賀ホール		
	参加者範囲 及び参加の方法		参加予定者数	人
	入場料		共催の種類	☐ 第 1 類型 ☐ 第 2 類型
	その他			
申 請 の 理 由 (公演が大賀ホールの定款 の目的に合致する旨を具体 に記載)				

(様式第 2 号) (第 4 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催承認通知書

団体名
代表者名 様

軽井沢大賀ホール
理事長

貴団体より音楽公演共催承認申請があった公演について、共催を承認します。

記

1 公演の名称	
2 開催日時	
3 開催場所	
4 承認する共催の種類	
5 承認年月日	
6 その他	

(様式第 3 号) (第 4 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催不承認通知書

団体名
代表者名 様

軽井沢大賀ホール
理事長

貴団体より音楽公演共催承認申請があった公演について、共催を不承認とします。

記

1 公演の名称	
2 開催日時	
3 開催場所	
4 不承認年月日	
5 不承認の理由	

(様式第4号)(第8条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業内容変更申請書

軽井沢大賀ホール 理事長

申請団体名称

代表者氏名

〒

団体所在地

(電話番号)

(E-Mail)

軽井沢大賀ホールより、年 月 日付けで共催の承諾を得た下記の公演について、事業内容等を変更しましたので届け出ます。

記

1 公演の名称

2 変更事項

3 変更理由

4 変更事項の周知方法

5 その他

(様式第5号)(第9条関係)

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業報告書

年 月 日

軽井沢大賀ホール 理事長 様

申請団体名称

代表者氏名

〒

団体所在地

(電話番号)

(E-Mail)

承認を受けました公演を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1 公 演 の 名 称 _____

2 開 催 日 時 _____

3 主 催 者 名 _____

4 他の後援・共催団体名 _____

5 参 加 者 数 _____

6 実績添付書類※

☐ チラシ・プログラム（共催名義の使用が確認できるもの）

☐ 公演開催にかかった経費の請求書・領収書のコピー（支払内容が明示されていること）

☐ その他（ _____ ）

※第1類型の共催事業については、請求書・領収書のコピーは不要です。

(様式第 6 号) (第 9 条関係)

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業収支決算書

年 月 日

収入の部

主催者チケット収入	円
軽井沢大賀ホールチケットサービス収入	円
プレイガイド収入	円
協賛料	円
広告料	円
小計	円
総収益 (収入－支出)	

支出の部

公演料	円
音響スタッフ費	円
照明スタッフ費	円
チラシ印刷費	円
ポスター印刷費	円
チケット印刷費	円
プログラム印刷費	円
デザイン費	円
原稿料	円
広告宣伝費	円
宿泊費 (食事代は除く)	円
交通費	円
楽器等運搬費	円
小計	円

※支出の部にはホール使用料、ホール付属設備料、軽井沢大賀ホールチケットサービス販売手数料は含めないでください。

※消費税は全て含めて計算してください。

※項目は適宜変更してください。

<備考>

ホール使用料	円
付属設備使用料	円
チケットサービス販売手数料	円

精算確認 ☐ 済 ☐ 未

(様式第 7 号) (第 10 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業請求書

団体名

代表者名 様

軽井沢大賀ホール

登録番号：T6100005010508

理事長

年 月 日に貴団体より提出いただきました軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業報告書について審査したところ、下記の金額を当ホールへお支払い頂くこととなりましたので、ご請求いたします。

金 _____ 円也

【振込先】	八十二銀行 軽井沢支店 普通 322072 番 口座名義：軽井沢大賀ホール
-------	--

※恐れ入りますが振込手数料は貴社ご負担にてお願いいたします。

(様式第 8 号) (第 11 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業支払金額決定通知書

団体名

代表者名 様

軽井沢大賀ホール
理事長

年 月 日に貴団体より提出いただきました軽井沢大賀ホール音楽
公演共催事業報告書及び収支決算書について審査したところ、下記の金額を当
ホールよりお支払いすることとなりましたので、通知します。

つきましては、当ホール宛に請求書を提出してください。

金 _____ 円也

(様式第 9 号) (第 11 条関係)

年 月 日

軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業請求書 (共催者用)

軽井沢大賀ホール 理事長 様

主催団体名称
代表者氏名
〒
団体所在地
(電話番号)
登録番号：

年 月 日に提出しました軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業報告書及び収支決算書に基づき、下記の金額を請求します。

金 _____ 円也

【振込先】	銀行	支店	普通	番
口座名義：				

公益財団法人軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は公益財団法人軽井沢大賀ホール音楽公演共催事業取扱要綱
(令和 年 月 日施行)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入場料)

第2条 要綱第2条第1項第5号に規定する適正な入場料の取り扱いについては
下記のとおりとする

- (1) 入場料は主催者が設定し収入する。
- (2) 客席の位置によって入場料に格差をつけることは主催者に一任する。
- (3) 入場料にかかる消費税は内税扱いとする。

(共催事業出演者)

第3条 要綱第2条第2項第1号に規定する大賀ホールにて共催で実施したも
のの取扱いについては下記のとおりとする。

- (1) 共催事業公演で出演した出演者は当該公演の実施日から5年間共催事
業公演に主として出演することは出来ない。(ただしオーケストラは除
く)

(共催事業請求額支払いの流れ)

第4条 共催事業請求額の支払いは、チケット販売預かり金、チケット販売手
数料、ホール付属設備使用料等、全ての精算が終了後行われるものとする。